

火薬類取締法に基づく審査及び行政処分の運用基準等

火薬類取締法等に基づく行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による富山県知事の審査の基準及び同法第 12 条第 1 項の規定による富山県知事の処分の基準は、以下の規定に基づき、次のように定める。

- 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
- 火薬類火薬類取締法施行令（昭和 25 年政令第 323 号）
- 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）
- 火薬類に関する対策の強化について（昭和 49 年 11 月 6 日付け 49 立局第 704 号）
- 火薬類に関する対策の強化について（昭和 50 年 2 月 28 日付け 50 立局第 128 号）

なお、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号。以下、「刑法等一部改正整理法」という。）の施行前にした行為の処罰については、刑法等一部改正整理法の「第二編 経過措置」に従うものとする。

第 1 火薬類取締法の許可に係る審査の運用基準

火薬類取締法（以下、「法」という。）第 3 条、第 5 条、第 17 条第 2 項及び第 25 条第 2 項の規定による許可の審査に当たっては、「公共安全を害するおそれがあると認めらるに足りる相当な理由がある者」に許可を与えることのないよう、次の事項を十分配慮しながら審査する。

1 火薬類製造営業許可及び火薬類販売営業許可の場合

- (1) 法第 6 条各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 申請者の住居が定まっていること。
- (3) 申請者（法人又は団体にあつてはその業務を行う役員を含む。以下同じ。）が最近 2 年以内に火薬類取締法又は他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が火薬類製造業者又は火薬類販売業者として不適当な者でないこと。
- (4) 同居の親族等申請者に密接な関係のある者が、火薬類を使用して他人の生命若しくは財産又は公共安全を害するおそれがあると認められないこと。この判断に当たっては、必要に応じて公安委員会の意見を聞くこと。

2 火薬類譲受・譲渡許可の場合

- (1) 1 の(2)及び(4)に適合していること。
- (2) 申請者が最近 2 年以内に、[(火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法又は爆発物取締罰則の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が火薬類を取り扱うに不適当な者)、又は（火薬類、銃砲刀剣類及び爆発物を使用した罪を犯した者）] でないこと。
- (3) 譲受・譲渡の目的が明らかであること。

- (4) 譲受の場合には、貯蔵又は保管場所の状況に応じて許可する火薬類の数量及び譲受期間を判断するとともに、必要に応じて譲受方法（1回の譲受数量）等について条件を附すこと。
- (5) 個別的に申請者の組織及びその組織内において火薬類の管理体制等に支障のないことを審査のうえ、消費の実態等を勘案し、十分に火薬類の保安及び管理がいきとどき、かつ、責任のとりうる者に限定すること。特に下請業者については十分に審査すること。
- (6) 申請者が過去1年以内に譲受又は譲渡許可を取り消されている場合には、その取り消された事由に対する対策等をとらせたいえ、累犯のおそれがないことを確認し、必要に応じて法第52条第1項の規定による同法施行令第13条第1項第1号又は第3号の規定に該当するものとして、公安委員会の意見を聞くこと。

3 火薬類消費許可の場合

- (1) 1の(2)及び(4)並びに2の(2)及び(5)に適合していること。
- (2) 消費の目的が明らかであること。
- (3) 消費場所の立地条件等を勘案して、火薬類の貯蔵又は保管場所を考慮するとともに必要に応じ消費期間及び消費時間を限定すること。特に必要な場合には、許可条件を附すること。
- (4) 申請者が過去1年以内に消費許可を取り消されている場合には、その取り消された事由に対する対策等をとらせたいえ、累犯のおそれがないことを確認し、必要に応じて法第52条第1項の規定による同法施行令第13条第1項第2号又は第3号の規定に該当するものとして、公安委員会の意見を聞くこと。

第2 火薬類取締法の行政処分基準

製造業者、販売業者、輸入業者又は消費者が火薬類の保管及び取扱いで、特に盗難防止について法令上の違反を行った場合の行政処分については、次の処分基準に従って措置する。

この基準は、処分の標準的基準を定めたものであるもので、特に悪質な事例又は特に情状を考慮すべき事例等については、実情に応じて措置を行う。

また、告発による罰則の適用については、本基準に基づく行政処分とは別に行う。

1 火薬類製造業者の場合

- (1) 許可された後において、第1の運用基準に抵触する事実が発生した場合においては、原則として次の表のとおり措置するものとする。

事由	措置
① 事業者（法人又は団体にあつてはその業務を行う役員を含む。以下同じ。）が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者であると認められた場合	当該許可の取消し
② 事業者が心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定めるものであると認められた場合	
③ 事業者の住居が定まっていなくて認められた場合	

④ 事業者が最近2年以内に火薬類取締法又は他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が火薬類製造業者として不適当である者と認められた場合	実情に応じ、当該許可の取消し又は期間を定めてその事業の停止命令及び嚴重警告
⑤ 同居の親族等事業者に密接な関係のある者が、火薬類を使用して他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認められた場合	

(2) (1)以外の内容については、原則として次の表のとおり措置するものとする。

違反条項 条 項 号	内容	措置
規5 1 27	見張をつける等盗難防止の措置違反	1 法第9条第3項に基づく改善命令、法第45条第1号に基づく当該工室の一時停止命令(期間は7日程度)及び注意書の交付 2 本規定の違反が原因となって盗難された場合には、法第45条第1号に基づく当該製造所の全製造施設の一時使用停止命令(期間は7日程度とし、その間に総点検を実施)及び嚴重警告 3 1の処分を受けた者が、その後、再度本規定の違反を行った場合には、法第45条第1号の規定に基づく当該製造所の全製造施設の一時使用停止命令(期間は7日程度とし、その間に総点検を実施)及び嚴重警告 4 2の処分を受けた者が、その後、再度本規定の違反が原因となって盗難された場合には、法第44条第1号の規定に基づく当該製造所の製造事業の一時停止命令(期間は1ヶ月以上6ヶ月以内) 5 3の処分を受けた者が、その後、本規定の違反を行った場合には、法第45条第2号の規定に基づく当該製造所の製造の一時禁止命令(期間は7日以上30日以内) 6 4の処分を受けた者が、その後、本規定の違反が原因となって盗難された場合には、法第44条第1号の規定に基づく当該製造所の製造営業許可の取り消し
法 41 1 法 17 5	帳簿の記載違反(製造業者としての帳簿及び当該製造所の占有する火薬庫)譲受人の確認違反	1 譲受人の確認又は帳簿記載(虚偽の記載又は帳簿を作成していなかった場合に限る。)の違反を行った場合には、法第45条第2号の規定に基づく当該製造所の製造及び販売の一時禁止命令(期間は7日程度とし、その間に総点検を実施)及び嚴重警告 2 1の処分を受けた者が、その後、再度同一規定の違反を行った場合には、法第45条第2号の規定に基づく当該製造所の製造及び販売の一時禁止命令(期間は7日以上30日以内)
法 46 1 2	盗難事故の報告違反(製造所及び当該製造所の占有する火薬庫)	1 法第45条第2号の規定に基づく当該製造所の製造及び販売の一時禁止命令(期間は7日以上30日以内)
規 21 1 14 規 24 3	警鳴装置の点検、作動維持義務違反 火薬庫の構造違反 壁の基準違反	1 法第14条第2項の規定に基づく当該火薬庫の基準適合命令(規則第21条第1項第14号の違反については、法第11条第3項の規定を適用)及び注意書の交付

4 5 6 15 16	扉の基準違反 窓の基準違反 通気孔の金網、鉄棒違反 屋根の金網違反 警報装置設置違反	2 いずれかの規定の違反が原因となって盗難された場合には、法第 45 条第1号の規定に基づく当該製造所の占有する火薬庫の一時使用停止命令(期間は7日程度とし、その間に総点検を実施)及び厳重警告 3 1の処分を受けた者が、その後、再度同一規定の違反を行った場合又はいずれかの規定の違反を3つ以上行った場合には、法第 45 条第1号の規定に基づく当該製造所の占有する火薬庫の一時使用停止命令(期間は7日程度とし、その間に総点検を実施)及び厳重警告 4 2又は3の処分を受けた者が、その後、同一規定の違反を行った場合には、法第 45 条第2号の規定に基づく当該製造所の製造及び販売の一時禁止命令(期間は7日以上 30 日以内) 5 4の処分を受けた者が、その後、同一規定の違反が原因となって盗難された場合には、法第 44 条第1号の規定に基づく当該製造所の製造事業の停止命令(期間は1ヶ月以上6ヶ月以内)
(第 24 条の2 から第 28 条ま でに規定する 火薬庫につい ても、同様の内 容の規定)		
法 27 1 法 29 3 法35の2 1	無許可廃棄違反(製造所の危険区域外で行う場合に限る。) 保安教育の未実施違反(実施しなかった場合に限る。) 製造施設及び火薬庫(当該製造所の占有する火薬庫)の定期自主検査の未実施(実施しなかった場合に限る。)	1 法第 44 条第2号又は第3号の規定に基づく当該製造所の製造事業の停止命令(期間は1ヶ月程度)及び厳重警告 2 1の処分を受けた者が、その後、同一規定の違反を行った場合には、法第 44 条第2号又は第3号の規定に基づく当該製造所の製造事業の停止命令(期間は1ヶ月以上6ヶ月以内)

2 火薬類販売業者の場合

(1) 許可された後において、第 1 の運用基準に抵触する事実が発生した場合においては、原則として次の表とおりに措置するものとする。

事由	措置
① 事業者（法人又は団体にあつてはその業務を行う役員を含む。以下同じ。）が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者であると認められた場合	当該許可の取消し
② 事業者が心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定めるものであると認められた場合	
③ 事業者の住居が定まっていなると認められた場合	実情に応じ、当該許可の取消し又は期間を定めてその事業の停止命令及び厳重警告
④ 事業者が最近2年以内に火薬類取締法又は他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が火薬類販売業者として不適当である者と認められた場合	
⑤ 同居の親族等事業者に密接な関係のある者が、火薬類を使用して他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認められた場合	

(2) (1)以外の内容については、原則として次の表のとおり措置するものとする。

違反条項 条 項 号	内容	措置
法 17 5 法 41 1	譲受人の確認違反 帳簿の記載違反(販売業者及び当該販売業者に占有する火薬庫)	1 譲受人の確認又は帳簿の記載(虚偽の記載又は帳簿を作成していなかった場合に限る。)の違反を行った場合には、法第 45 条第2号の規定に基づく当該販売業者の販売の一時禁止命(期間は7日程度とし、その間に総点検を実施)及び嚴重警告 2 1の処分を受けた者が、その後、再度同一規定の違反を行った場合には、法第 45 条第2号の規定に基づく当該販売業者の販売の一時禁止命令(期間は7日以上 30 日以内)
法 46 1 2	盗難事故の報告違反(当該販売業者の占有する火薬庫及び庫外貯蔵所)	1 法第 45 条第2号の規定に基づく当該販売業者の販売の一時禁止命令(期間は7日以上 30 日以内)
法 11 1	貯蔵場所違反	1 法第 45 条第2号の規定に基づく当該販売業者の販売の一時禁止命令(期間は7日程度)及び嚴重警告 2 本規定の違反が原因となって盗難された場合又は1の処分を受けた者が、その後、再度本規定に違反した場合には、法第 44 条第2号の規定に基づく当該販売業者の販売事業の停止命令(期間は1ヶ月程度)
規 16	庫外貯蔵所の構造及び設備のうち、特に盗難防止に関係のある事項及び帳簿の記載違反(虚偽の記載又は帳簿を作成していなかった場合に限る。)	1 法第 11 条第3項の規定に基づく当該庫外貯蔵所の基準適合命令及び注意書の交付 2 1の処分を受けた者が、その後、再度同一規定の違反を行った場合には、当該庫外貯蔵所の指示の取り消し及び法第 45 条第2号の規定に基づく当該庫外貯蔵所を有する販売業者の販売の一時禁止命令(期間は7日程度)
規 21 1 14 規 24 3 4 5 6 15 16 (第 24 条の2 から第 28 条ま でに規定する 火薬庫につい ても、同様の 内容の規定)	警鳴装置の点検、作動維持義務違反 火薬庫の構造違反 壁の基準違反 扉の基準違反 窓の基準違反 通気孔の金網、鉄棒違反 屋根の金網違反 警鳴装置設置違反	1 法第 14 条第2項の規定に基づく当該火薬庫の基準適合命令(規則第 21 条第1項第 14 号の違反については、法第 11 条第3項の規定を適用)及び注意書の交付 2 いずれかの規定の違反が原因となって盗難された場合には、法第 45 条第1号の規定に基づく当該販売業者の占有する火薬庫の一時使用停止命令(期間は7日程度とし、その間に総点検を実施)及び嚴重警告 3 1の処分を受けた者が、その後、再度同一規定の違反を行った場合には、法第 45 条第1号の規定に基づく当該販売業者の占有する火薬庫の一時使用停止命令(期間は7日程度とし、その間に総点検を実施)及び嚴重警告 4 2又は3の処分を受けた者が、その後、再度同一規定の違反を行った場合には、法第 45 条第2号の規定に基づく当該販売業者の販売の一時禁止命令(期間は7日以上 30 日以内) 5 4の処分を受けた者が、その後、再度同一規定の範囲が原因となって盗難された場合には、法第 44 条第1号の規定に基づく当該販売業者の販売事業の停止命令(期間は1ヶ月以上6ヶ月以内)

法 27 1 法 29 3 法35の2 1	無許可廃棄違反 保安教育の未実施違反 (実施しなかった場合に限る。) 火薬庫(当該販売業者の占有する火薬庫)の定期自主検査の未実施(実施しなかった場合に限る。)	1 法第 44 条第2号又は第3号の規定に基づく当該販売事業者の販売事業の停止命令(期間は1ヶ月程度)及び嚴重警告 2 1の処分を受けた者が、その後、再度同一規定の違反を行った場合には、法第 44 条第2号又は3号の規定に基づく当該販売業者の販売事業の停止命令(期間は1ヶ月以上6ヶ月以内)
---------------------------------	---	--

3 消費者の場合（発破以外の消費における基準違反についても、本処分に準じて処分を行うこと。）

(1) 許可された後において、第 1 の運用基準に抵触する事実が発生した場合においては、原則として次の表とおりに対応するものとする。

事由	措置
① 事業者の住居が定まっていなと認められた場合	実情に応じ、当該許可の取消し又は期間を定めてその事業の停止命令及び嚴重警告
② 同居の親族等事業者に密接な関係のある者が、火薬類を使用して他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認められた場合	
③ 事業者が最近2年以内に、[(火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法又は爆発物取締罰則の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が火薬類を取り扱うに不適當な者)、又は(火薬類、銃砲刀剣類及び爆発物を使用した罪を犯した者)]であると認められた場合	
④ 消費の実態等を勘案し、十分に火薬類の保安及び管理がいきとどき、かつ、責任のとりうる者でないと認められた場合	
⑤ 消費の目的が明らかでないとして認められた場合	
⑥ 消費場所の立地条件等を勘案して、火薬類の貯蔵又は保管場所並びに消費期間及び消費時間が適切でないとして認められた場合	
⑦ 事業者が過去1年以内に消費許可を取り消されている場合であつて、その取り消された事由に対する対策等をとらせたいうえでも、累犯のおそれがないことが確認できないとして認められた場合	

(2) (1)以外の内容については、原則として次の表のとおり措置するものとする。

違反条項 条 項 号	内容	措置
法 17 1 法 25 1	無許可譲渡又は譲受 無許可消費	1 法第 17 条第3項及び第 25 条第3項の規定に基づく当該消費場所に係る譲受及び譲渡許可並びに消費許可の取り消し
法 46 1 2	盜難事故の報告違反(当該消費者の占有する火薬庫、庫外貯蔵所及び消費場所)	1 法第 45 条第2号の規定に基づく当該消費場所の消費の一時禁止命令(期間は7日以上 30 日以内)及び嚴重警告 2 消費許可の期間が経過したのちに発見された場合には、危機管理局消防課において、厳しい処分を検討すること

法 11 1 法 41 1	貯蔵場所違反 火薬庫の帳簿の記載違反 (虚偽の記載又は帳簿を 作成していなかった場合 に限る。)	1 法第 45 条第2号の規定に基づく当該貯蔵に係る火 薬類が消費される消費場所の消費の一時禁止命令 (期間は7日程度)及び嚴重警告 2 本規定の違反が原因となって盗難された場合又は 1の処分を受けた者が、その後、再度本規定に違反 した場合には、法第 17 条第3項及び第 25 条第3項 の規定に基づく当該貯蔵に係る火薬類が消費され る消費場所の譲受及び譲渡許可並びに消費許可 の取り消し 3 消費許可の期間が経過したのちに発見された場合 には、危機管理局消防課において、厳しい処分を 検討すること
規 16	庫外貯蔵所の構造、設備 のうち特に盗難防止に関 係のある事項及び帳簿の 記載違反(虚偽の記載又 は帳簿を作成していなか った場合に限る。)	1 法第 11 条第3項の規定に基づく当該庫外貯蔵所 の基準適合命令 2 1の処分を受けた者が、その後、再度同一規定の違 反を行った場合には、庫外貯蔵所の指示の取り消し 及び法第 25 条第3項の規定に基づく当該庫外貯 蔵所に貯蔵する火薬類を消費する消費場所の消費 許可の取り消し
規 21 1 14 規 24 3 4 5 6 15 16	警鳴装置の点検、作動維 持義務違反 火薬庫の構造違反 壁の基準違反 扉の基準違反 窓の基準違反 通気孔の金網、鉄棒違反 屋根の金網違反 警鳴装置の設置違反	1 法第 14 条第2項の規定に基づく当該火薬庫の基 準適合命令(規則第 16 条第3号及び第4号並びに 第 21 条第1項第 14 号の違反については、法第 11 条第3項の規定を適用)及び注意書の交付 2 いずれかの規定の違反が原因となって盗難された 場合には、法第 45 条第1号の規定に基づく当該消 費者の占有する火薬庫(庫外貯蔵所を含む。)の一 時使用停止命令(期間は7日程度)及び嚴重警告 3 1又は2の処分を受けた者が、その後、再度同一規 定の違反を行った場合若しくはいずれかの規定の 違反を3つ以上行った場合には、法第 45 条第1号 の規定に基づく当該消費者の占有する火薬庫(庫 外貯蔵所を含む。)の一時使用停止命令(期間は1 ヶ月程度) (法第 17 条第3項及び第 25 条第3項の規定に基 づく当該貯蔵に係る火薬類が消費される消費場所 の譲受及び譲渡許可並びに消費許可も取り消すこ と。)
(第 24 条の 2 から第 27 条ま でに規定する 火薬庫につい ても、同様の 内容の規定)		
規 51 12 13 14 15 16 規 52 1 3 2又4 12 規 52 の 2 1 3	火薬類取扱所又は火工所 の経由義務違反 規定場所以外の存置違反 残火薬類の返納違反 腕章等の識別措置違反 腕章等の識別措置をして いる者以外の者の火薬類 取扱い違反 火薬類取扱所の設置違反 火薬類取扱所の構造違反 又は見張違反 帳簿の記載違反(虚偽の 記載又は帳簿を作成して いなかった場合に限る。) 火工所の設置義務違反	1 注意書の交付 2 3つ以上の規定の違反の場合又は1の処分を受け た者が、その後1年以内に、再度同一規定の違反を 行った場合には、法第 45 条第2号の規定に基づく 当該消費場所の消費の一時禁止命令(期間は7日 程度)及び嚴重警告 3 いずれかの規定の違反が原因となって盗難された 場合には、法第 17 条第3項及び第 25 条第3項の 規定に基づく当該消費場所に係る譲受及び消費許 可の取り消し 4 2の処分を受けた者が、その後1年以内に、再度同 一規定の違反を行った場合には、法第 17 条第3項 及び第 25 条第3項の規定に基づく当該消費場所 に係る譲受及び消費許可の取り消し

<p>規52の2 3 規 53</p> <p>3 2 3</p>	<p>帳簿の記載違反(虚偽の記載又は帳簿作成していなかった場合に限る。)</p> <p>見張りの義務違反</p> <p>発破の記載違反(虚偽の記載又は帳簿を作成していなかった場合に限る。)</p> <p>装てんが終了した場合の返送違反</p>	
<p>法 27 1 法 29 3</p>	<p>無許可廃棄違反</p> <p>保安教育の未実施違反(保安教育計画を定めるべき者として指定された者であって、実施しなかった場合に限る。)</p>	<p>1 法第 17 条第3項及び第 25 条第3項の規定に基づく当該消費場所に係る譲受及び消費許可の取り消し</p> <p>2 消費許可の期間の経過後である場合には、危機管理局消防課において検討し、厳しい処分を検討すること</p>
<p>法35の2 1</p>	<p>火薬庫の定期自主検査未実施違反(実施しなかった場合に限る。)</p>	<p>1 法第 45 条第1号及び第2号の規定に基づく当該火薬庫の一時使用停止命令(期間は7日以上 30 日以内)及び当該貯蔵に係る火薬類が消費される消費場所の消費の一時禁止命令(期間は7日以上 30 日以内)</p>

殿

富山県危機管理局消防課長

注 意 書

年 月 日、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号。以下「法」という。）及び同法
施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号。以下「規則」という。）の規定に違反する下
記事項がありましたので、速やかに改善し、今後再びこのようなことがないように厳重に
注意します。

記

- 1 違反のあった場所
- 2 法令違反事項
（法第 条関係）
・
- 3 改善すべき事項

殿

富山県危機管理局消防課長

警 告 書

年 月 日、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）及び同法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。）の規定に違反する下記の事項がありました。

今回の違反行為については速やかに改善し、今後再びこのようなことがないように厳重に警告します。

つきましては、改善の結果を 年 月 日までに報告願います。（なお、この警告に応じない場合には同法第●条第●項の規定に基づき、許可の取消しを行うことがあることを申し添えます。）

記

- 1 違反のあった場所
- 2 法令違反事項
(法第 条関係)
・
- 3 改善すべき事項

様式3

富山県指令消第 号

住 所
氏名又は名称

〇〇に対する〇〇命令について

年 月 日、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）及び同法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。）の規定に違反する下記の事項が認められるので、同法第●条第●項の規定により〇〇することを命ずる。

年 月 日

富山県知事

記

- 1 違反のあった場所
- 2 法令違反事項
(法第 条関係)

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があることを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求することができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する決定）があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表するものは、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

第3 保安責任者に対する解任命令又は免状返納命令を適用する場合の基準

1 趣旨

- (1) この基準は、製造保安責任者、火薬庫の取扱保安責任者及び消費場所の取扱保安責任者の法の規定の違反に対する解任命令及び免状返納命令の基準について定めるものである。
- (2) この基準は、保安責任者の職務範囲内において法の規定に関する違反事実のうち、火薬類の盗難に密接に関連する事項を限定列挙し、厳しく対処するための標準的基準を定めるものである。
- (3) この基準は、解任命令にあつては選任期間内に行われた違反等、免状返納命令にあつては解任命令を受けたのち2年以内に行われたものであつて解任命令に該当するような違反を対象とする。

2 製造保安責任者に対する適用基準

- (1) 製造保安責任者の職務範囲内において行った法第41条第1項（帳簿の虚偽の記載又は帳簿を記載していなかった場合に限る。以下同じ。）又は規則第5条第1項第27号の違反を、選任されている期間にいずれかについて2回行った場合には、製造保安責任者（補佐区分により、当該違反が補佐に起因する場合には、当該工室を担当している副保安責任者を含む。）の解任命令
- (2) (1)に列記してある規定の違反が原因となって盗難された場合には、製造保安責任者（補佐区分により、当該違反が補佐に起因する場合には、当該工室を担当している副保安責任者を含む。）の解任命令
- (3) 製造保安責任者及び副保安責任者が(1)に列挙してある規定について違反としりつつ命令又は容認した事実が明白な場合には、当該保安責任者の解任命令
- (4) 社会通念上、心身の障害その他特別の理由により、製造保安責任者として保安上その職務を遂行させることが不相当であると認められる場合には当該保安責任者の解任命令
- (5) (1)、(2)又は(3)の処分を受けた者がその後保安責任者等に選任され、再度(1)、(2)又は(3)の処分に該当する違反等を行った場合には、製造保安責任者免状の返納命令

3 火薬庫の取扱保安責任者に対する適用基準

- (1) 選任されている期間に、規則第21条第1項第14号、規則第24条第3号から第6号まで、第15号及び第16号（第24条の2から第28条までに規定する火薬庫についても、同様の趣旨である。）並びに法第41条第1項の規定の違反を3つ以上又はいずれかについて2回行った場合には、取扱保安責任者

- (補佐区分により、当該違反が補佐に起因する場合には、当該火薬庫を担当している副保安責任者を含む。)の解任命令
- (2) (1)に列挙してある規定の違反が原因となって盗難された場合には、取扱保安責任者(補佐区分により、当該違反が補佐に起因する場合には、当該火薬庫を担当している副保安責任者を含む。)の解任命令
 - (3) 取扱保安責任者及び副保安責任者が(1)に列挙してある規定について違反としりつつ命令又は容認した事実が明白な場合には、当該保安責任者の解任命令
 - (4) 社会通念上、心身の障害その他特別な理由により、取扱保安責任者として、保安上その職務を遂行させることが、不相当と認められる場合には、当該保安責任者の解任命令
 - (5) (1)、(2)又は(3)の処分を受けた者が、その後、保安責任者等に選任され、再度(1)、(2)又は(3)の処分に該当する違反等を行った場合には取扱保安責任者免状の返納命令

4 消費場所の取扱保安責任者に対する適用基準

- (1) 選任されている期間に、規則第51条第12号から第14号及び第16号、第52条第1項、同条第3項第2号、第4号及び第12号、第52条の2第1項、同条第3項各号列記以外の部分(同項において準用する規則第52条第3項第12号に限る。)及び同項第3号、第53条第2号及び第3号並びに法第41条第1項の規定の違反を5つ以上又はいずれかについて2回行った場合には、取扱保安責任者(補佐区分により、当該違反が補佐に起因する場合には、当該場所を担当している副保安責任者を含む。)の解任命令
- (2) (1)に列挙してある規定の違反が原因となって盗難された場合には、取扱保安責任者(補佐区分により当該違反が補佐に起因する場合には、当該場所を担当している副保安責任者を含む。)の解任命令
- (3) 取扱保安責任者及び副保安責任者が(1)に列挙してある規定について違反としりつつ命令又は容認した事実が明白な場合には、当該保安責任者の解任命令
- (4) 社会通念上、心身の障害その他特別な理由により取扱保安責任者として保安上その職務を遂行させることが不相当と認められる場合には、当該保安責任者の解任命令
- (5) (1)、(2)又は(3)の処分を受けた者が、その後、保安責任者等に選任され、再度(1)、(2)又は(3)の処分に該当する違反等を行った場合には、取扱保安責任者免状の返納命令

第4 緊急な措置を要すると認めた場合における措置要綱

1 目的

関係職員が立入検査等の際に現場において盗難防止上緊急な措置を要すると認める場合に、それに機能的に対処することにより、緊急事態を未然に防止する。

2 適用範囲

火薬類取締法第43条の規定により、立入検査が認められる職員であって、その者が立入検査の際に発見した火薬類取締法違反のうち、盗難防止上緊急に改善させる必要がある違反に限る。

3 緊急と認められる事項

- (1) 火薬庫に係る取扱い保安責任者等の選任違反（法第30条第2項及び第33条第1項）
- (2) 消費場所に係る取扱い保安責任者等の選任違反（法第30条第2項及び第33条第1項）
- (3) 火薬庫の構造及び設備並びに火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準違反のうち、次に掲げるもの（規則第24条から27条の4まで並びに第16条）
 - ① 火薬庫又は庫外貯蔵庫のとびら又は錠の破損等が著しく、貯蔵してある火薬類が容易に盗取される状態にあるとき。
 - ② 火薬庫又は庫外貯蔵庫の屋根、天井裏、又は屋根の金網（義務づけられている火薬庫又は庫外貯蔵庫に限る。）及び窓又は鉄棒の破損等が著しく、火薬類が容易に盗取される状態にあるとき。
 - ③ 火薬庫又は庫外貯蔵庫に警鳴装置又は自動警報装置が設置（義務づけられている火薬庫又は庫外貯蔵庫に限る。）されていないとき及び警鳴装置又は自動警報装置が作動しないとき。
- (4) 消費の技術上の基準違反のうち、次に掲げるもの（規則第51条から第56条まで）
 - ① 作業終了後においてやむを得ない場合を除き、火薬類を返納していないとき。
 - ② 火薬類取扱所又は火工所を設置していないとき。
 - ③ 火薬類取扱所又は火工所の帳簿若しくは発破の記録を作成していないとき。
- (5) その他特に(1)から(4)までの事項と同等程度に緊急を要する違反

4 処分

富山県知事は、立入検査の際発見された火薬類取締法違反のうち、3に掲げる事項に該当する違反については、法第45条の緊急措置の処分をすること。

5 手続き等

- (1) 3に掲げる事項に該当する違反を発見した者は、その違反を行っている当事者に違反事実を確認させたのち富山県危機管理局消防課に直ちに電話等で連絡すること。なお、警察職員が発見した場合には都道府県公安委員会から、また海上保安官が発見した場合には管区海上保安本部からそれぞれ連絡がくることとなっている。
- (2) 富山県危機管理局消防課は、(1)の者から処分をするよう連絡を受けた時は、その違反事実が3に掲げる事項に該当するか検討し、直ちに電話等で違反を行っている者に法第45条の緊急措置を命ずること。
- (3) 3に掲げる事項に該当する違反を発見した者は、富山県危機管理局消防課が処分を決定するまでの間盗難されないよう信用のおける見張り人を配置する等必要な措置を取ること。

6 事後措置

- (1) 富山県知事は、電話等により4の処分を行ったときは、速やかに文書を交付しておくこと。
- (2) 都道府県公安委員会又は管区海上保安部が電話等により処分するよう富山県危機管理局消防課に連絡した場合には、速やかに文書を提出することとなっている。

第5 施行期日等

この運用基準等は、令和7年6月24日から施行する。